

一般廃棄物処理手数料について

家庭ごみ有料化について 中間答申（案）

平成24年 月
大分市清掃事業審議会

目 次

はじめに

1 家庭ごみ有料化について

- (1) 家庭ごみ有料化とは
- (2) 全国市区町村の状況
- (3) 大分県内の状況
- (4) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画による施策の位置付け
- (5) 大分市行政評価における意見
- (6) 環境省の方針

2 大分市のごみ処理について

- (1) ごみ処理体系
- (2) ごみ処理基本計画
- (3) ごみ排出量の状況
- (4) 不適正物の状況
- (5) 他都市におけるごみ排出量の状況
- (6) ごみ処理費の状況

3 「家庭ごみ有料化」導入の妥当性について

- (1) ごみ減量・リサイクルの必要性
- (2) ごみ処理の現状
- (3) 家庭ごみ有料化の妥当性

4 家庭ごみ有料化によって得られる効果について

- (1) 家庭ごみの減量（排出抑制）とリサイクルの推進
- (2) ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保
- (3) ごみ処理費用の削減
- (4) ごみ減量・リサイクル施策の充実

5 家庭ごみ有料化の実施方法について

- (1) 手数料を徴収するごみ
- (2) 手数料徴収方法
- (3) 料金体系
- (4) 手数料の額
- (5) ごみ袋の種類
- (6) 今後、検討を要する事項
 - ① 販売方法
 - ② 減免措置
 - ③ 実施時期
 - ④ 周知方法
 - ⑤ ごみ減量・リサイクルを推進するための施策

はじめに

近年の社会経済活動の拡大により、生活が物質的に豊かになる一方で、ごみの排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄の増大等、ごみ処理に関する様々な問題が指摘されてきました。

これらの問題に対応するため、「循環型社会形成推進基本法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び、リサイクルの推進に係る諸法の整備等が行われてきました。

今後は、「循環型社会形成推進基本法」の趣旨を踏まえ、大量生産・大量消費・大量廃棄型の従来の社会の在り方やライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、いわゆる循環型社会の構築を図ることが重要となります。

大分市におけるごみ処理は、「一般廃棄物処理基本計画」に基づいて行うこととしており、これまで、ごみの12分別をはじめとする様々な諸施策を展開してきた結果、ごみの排出量は減少してきました。

しかしながら、家庭ごみのうち「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の中には、依然として多くの資源物が含まれていることから、より一層の分別の徹底と排出抑制に対する意識の向上を図る必要があります。

また、時代の変化とともに、ごみの質は多様化し、世帯間におけるごみの排出量も大きな偏りが生じている状況にあることから、これまでと同様に「ごみは税金で処理するものである」という認識では、ごみを減量・リサイクルしようとする意識が働きにくくなることが懸念されます。

さらに、税金によってごみ処理費用を賄うことにより、ごみを減量しようと努力している人と努力していない人との間に費用負担の面で不公平が生じ、公平性が確保できない状況となっています。

このような状況の中、本審議会は平成23年12月に市長から、ごみ減量・リサイクルを推進するための具体的な施策の一つである「家庭ごみ有料化」等についての諮問を受けました。

本審議会では、「家庭ごみ有料化」の導入について慎重に審議を重ね、この度、これまで審議した結果を中間答申として取りまとめました。

今後は、この中間答申についての市民説明会やパブリックコメント等を実施することにより、広く市民意見を伺うなかで、最終的な答申を行うこととしています。

平成24年 月 大分市清掃事業審議会
会長 吉岡 義正

1 家庭ごみ有料化について

(1) 家庭ごみ有料化とは

家庭ごみ有料化とは、家庭からごみを排出する際、市が指定する有料のごみ袋等を使用することにより、ごみの排出量に応じて、その処理費用の一部を負担していただくものです。

家庭ごみを有料化することにより、ごみの排出抑制に関する市民意識の向上や、費用負担の公平性の確保などのメリットがあります。

しかしながら、既に有料化を実施している自治体の一部では、ごみ量のリバウンドや不法投棄の発生といったデメリットとなる事例も生じていることから、有料化を実施するにあたってはそれらの事例を参考にすなわ、実施後の対策等についても十分に検討する必要があります。

(2) 全国市区町村の状況

東洋大学経済学部山谷修作教授による「自治体アンケート」の結果では、全国市区町村の有料化実施率は60.3%で半数以上の自治体が家庭ごみ有料化を実施していますが、一方で中核市における有料化実施状況は19.5%と低い状況にあります。

全国市区町村の有料化実施状況（平成23年11月11日現在）

	総数	有料化数	有料化実施率
市区	809	434	53.6%
町	749	499	66.6%
村	184	118	64.1%
市区町村	1,742	1,051	60.3%

（出所：東洋大学経済学部教授 山谷 修作ホームページ）

中核市の有料化実施状況（平成23年4月1日現在）

市名	人口	開始年月	可燃ごみ (大袋1枚)	資源物
函館市	284,546人	2002.4	80円/40L	無料
旭川市	354,444人	2007.8	80円/40L	無料
長野市	385,765人	1996.11	40円+袋代/40L	無料
下関市	283,068人	2003.6	30円/45L	びん・缶・ペットボトル・プラ18円
高松市	423,855人	2004.10	40円/40L	無料
久留米市	303,595人	1993	25円/30L	無料
熊本市	724,067人	2009.10	35円/45L	無料
宮崎市	401,255人	2002.6	40円/40L	無料

※人口は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果（平成21年度実績）を参考とした

(3) 大分県内の状況

大分県内では、大分市と中津市を除いた全ての自治体において家庭ごみ有料化を実施しており、大袋1枚あたりの金額は20円台前半から40円台前半となっている状況です。

大分県内の有料化実施状況（大袋45L程度1枚あたり）

（平成23年4月1日現在）

市区	導入年月	可燃ごみ	不燃ごみ	その他
大分市	なし	—	—	
別府市	1997.4	21円	21円	缶・びん・PET18.9円
中津市	なし	—	—	
日田市	2004.10	35円	35円	埋立ごみ（中袋）35円
佐伯市	2005.3	30円	30円	分別用（可燃不燃兼用）15円
臼杵市	2005.3	30円	30円	プラスチック30円（野津地域）
津久見市	2007.7	30円	—	
竹田市	1981.4	20円	20円	廃プラ20円、缶・びん・PET20円
豊後高田市	2005.4	25円	25円	可燃不燃兼用
杵築市	2006.10	21円	21円	缶・びん・PET・古布10円
宇佐市	2006.7	30円	30円	
豊後大野市	1994.4	30円	30円	プラスチック30円
由布市	2005.1	25円	—	
国東市	1999.4	42円	42円	缶・PET42円、びん31.5円
姫島村	—	月額210円/人		（1歳未満は対象外）
日出町	—	20円	20円	缶・びん・PET20円
九重町	—	36円	36円	
玖珠町	—	36円	36円	

(4) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画による施策の位置付け

大分市では、ごみ処理事業の最上位計画である「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、「家庭ごみの適正負担」の導入の検討について位置付けています。

家庭ごみの適正負担

ごみの発生抑制や減量化の円滑な展開を推進し、市民相互の費用負担の公平性を図るため、排出量に応じた適正負担の導入について検討します。

適正負担の導入については市民の理解と協力が不可欠なことから、市民意識の把握に努めるとともに、市民合意の形成を図ります。

(5) 大分市行政評価における意見

平成22年度の大分市行政評価に関する大分市外部評価委員会では、「指定ごみ袋有料制の導入」について検討を行う必要があるとの意見が示されました。

●総合経営会議意見

「廃棄物の適正処理」の施策では、取り組みに対し市民の関心も高いと思われることから、更なる施策の展開により成果の向上を図ることが望ましい。その一方で、ごみの適正な処理や施設の維持改修費に多額の費用がかかることが見込まれることから、リサイクル率を高めるとともに、ごみの排出量を更に抑制する施策を実施していくことが必要である。

●外部行政評価委員会意見

市のごみ減量に向けた積極的な取組により、ごみ排出量が減少するなど一定の成果が上がっていることは評価できるが、今後ごみの適正な処理や施設維持に多額の費用がかかることが見込まれているようであることから、ごみの排出量を更に抑制する施策の展開が望ましい。特に、多くの都市で導入され、ごみ減量とコスト削減に有効であると言われている有料ごみ袋制度の導入について検討を行う必要がある。

(大分市外部行政評価委員会 意見書より抜粋)

(6) 環境省の方針

環境省は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成17年5月）において、地方公共団体の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との方針を示しています。

2 大分市のごみ処理について

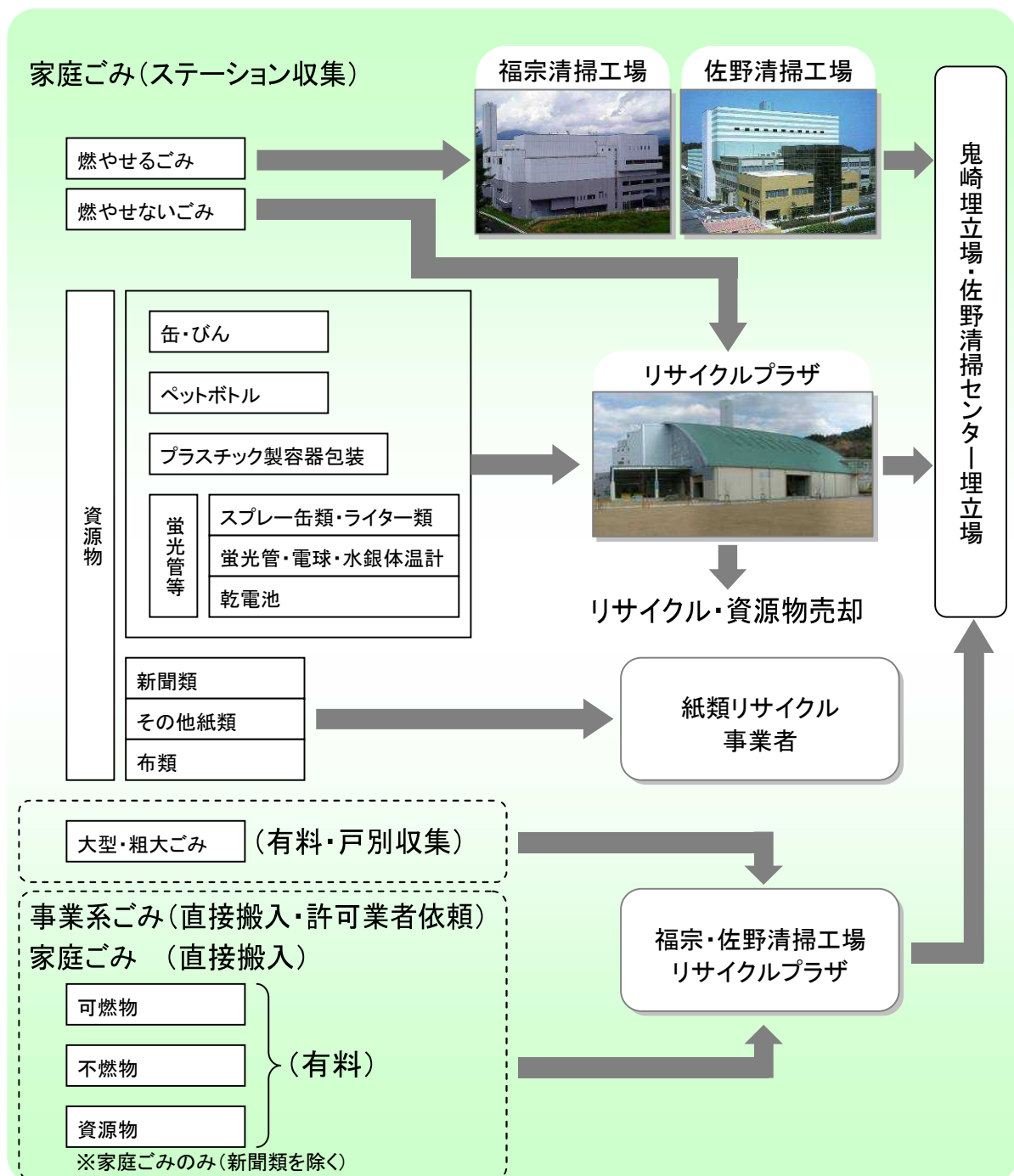
(1) ごみ処理体系

大分市では、平成19年度からリサイクルプラザの稼動に併せ、家庭から排出される『家庭ごみ』の12分別収集を開始しました。

また、粗大ごみについては、有料で戸別に収集を行い処理しています。

事業所から排出される『事業系ごみ（一般廃棄物）』は、排出事業者が直接あるいは収集運搬を許可業者に依頼し、有料でごみ処理施設に搬入しています。

大分市のごみ処理体系

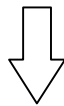


(2) ごみ処理基本計画

「大分市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、ごみ処理の基本理念や基本目標を定めるとともに、ごみ排出量（削減率）・資源化量（リサイクル率）・最終処分量（最終処分率）に係る数値目標を設定し、ごみの減量化・資源化に取り組んでいます。

ごみ処理の基本理念

社会全体の協働作業で環境への負荷を
最小限にする循環型社会を構築する

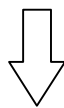


ごみ処理の基本目標

一人ひとりが、限りある資源を大切に
する心を持ち、ごみの発生が
少ないまち

社会全体でごみ処理に
取り組み、リサイクルの進んだ
まち

環境に配慮した適正な
処理体制が整備され、衛
生的で安全・快適な生活
環境が保たれているまち



ごみ処理の数値目標

排出抑制の数値目標

リサイクル率の数値目標

最終処分率の数値目標

「大分市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における数値目標と達成状況

排出抑制の数値目標

ごみの排出量を平成18年度に比べ平成29年度に35%以上削減することを目標とします。

種類別	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度 中間目標
1 総処理量	223,171t	169,936t	162,865t	160,937t	159,338t	154,254t
排出量削減率	—	23.9%	27.0%	27.9%	28.6%	30.9%
目標値	—	(21.2%)	(23.5%)	(25.7%)	(27.9%)	
一日1人あたり 家庭ごみ排出量	729g	678g	679g	669g	656g	618g
目標値	(729g)	(702g)	(682g)	(663g)	(644g)	

リサイクル率の数値目標

リサイクル率を平成18年度18.4%から平成29年度40%以上に引き上げることを目標とします。

種類別	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度 中間目標
2 資源化量	42,774t	40,079t	40,468t	37,986t	35,154t	53,130t
リサイクル率	18.4%	22.6%	23.9%	22.7%	21.3%	32.5%
目標値	(18.4%)	(29.3%)	(30.7%)	(31.4%)	(31.9%)	

最終処分率の数値目標

最終処分率を平成18年度20.7%から平成29年度3%以下に引き下げることを目標とします。

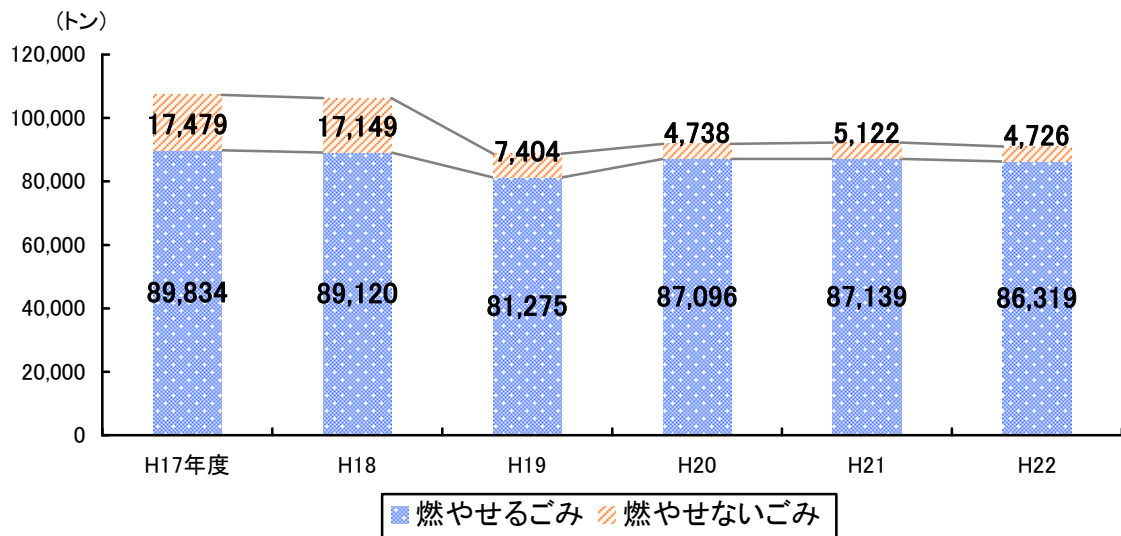
種類別	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度 中間目標
3 最終処分量	46,216t	16,329t	9,856t	10,419t	12,910t	5,882t
最終処分率	20.7%	9.6%	6.1%	6.5%	8.1%	3.8%
目標値	(20.7%)	(6.2%)	(5.6%)	(5.0%)	(4.5%)	

(3) ごみ排出量の状況

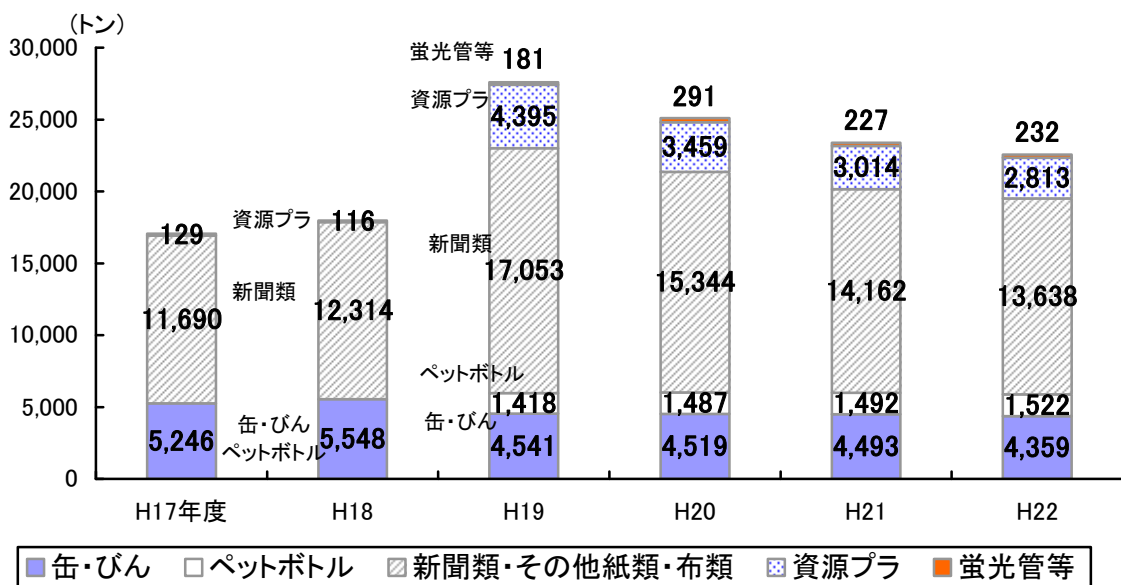
ごみの排出量については、家庭ごみの12分別収集を開始したことにより、平成19年度に大きく減少しましたが、それ以降は横ばいとなっています。

また、家庭から出される資源物は、12分別を開始した平成19年度に増加しましたが、それ以降は減少傾向にあります。

ごみ排出量の推移



資源物排出量の推移

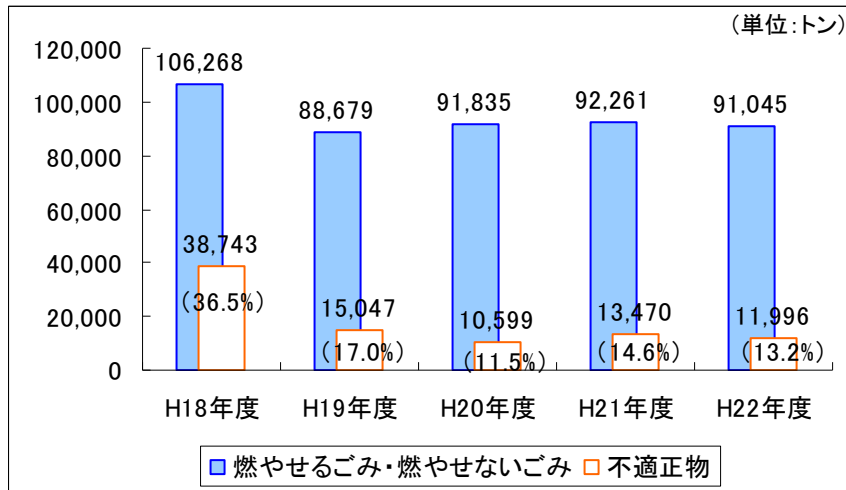


※平成18年度までは、缶・びんの中にペットボトルを含む

(4) 不適正物の状況

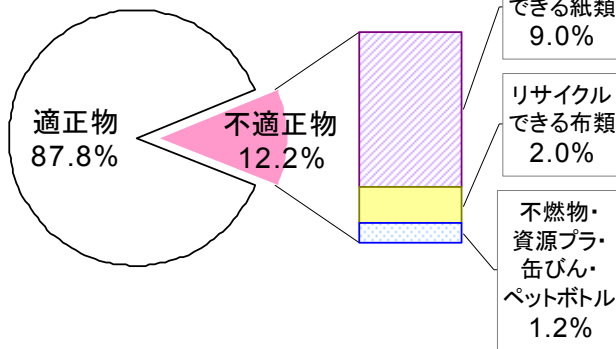
平成22年度の組成調査結果によると、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」のうち、正しく分別することにより資源物となるごみが、約10,000トンも含まれていることから、今後もより一層の分別排出の徹底を図る必要があります。

ごみ（燃やせる・燃やせない）に含まれる不適正物

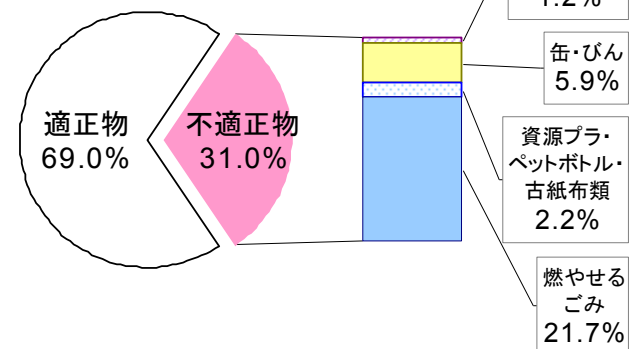


平成22年度 組成調査結果

燃やせるごみ



燃やせないごみ



品目	排出量	不適正物の割合	不適正物の想定量
燃やせるごみ	86,319.3 t	12.2 %	10,531.0 t
燃やせないごみ	4,725.7 t	31.0 %	1,465.0 t
合計	91,045.0 t	—	11,996.0 t

(5) 他都市におけるごみ排出量の状況

環境省の一般廃棄物処理実態調査結果（平成21年度実績）によると、中核市における家庭ごみの排出状況（集団回収量を除く）のうち、奈良市が一日1人あたり524グラムと最も少なく、最も多いところは豊橋市で761グラムとなっています。

家庭ごみの有料化を実施している都市が上位を占めている傾向があり、大分市は中核市の平均（654グラム）よりやや多い669グラムで24番目となっています。

No	市名	計画収集人口	生活系ごみ
1	奈良市	368,648人	524 g
2	旭川市	354,444人	563 g
3	高槻市	355,738人	582 g
4	大津市	331,930人	584 g
5	長野市	385,765人	600 g
6	横須賀市	427,049人	601 g
7	倉敷市	474,415人	608 g
8	東大阪市	488,396人	611 g
9	下関市	283,068人	611 g
10	相模原市	696,788人	616 g
11	西宮市	480,980人	616 g
12	久留米市	303,595人	616 g
13	函館市	284,546人	618 g
14	金沢市	444,171人	628 g
15	高松市	423,855人	628 g
16	熊本市	724,067人	629 g
17	福山市	464,954人	635 g
18	川越市	334,633人	637 g
19	盛岡市	292,487人	642 g
20	富山市	417,724人	648 g
21	豊田市	407,983人	652 g

No	市名	計画収集人口	生活系ごみ
22	尼崎市	460,917人	655 g
23	いわき市	345,124人	664 g
24	大分市	473,708人	669 g
25	松山市	515,198人	672 g
26	姫路市	536,447人	673 g
27	船橋市	594,825人	675 g
28	岐阜市	402,109人	675 g
29	長崎市	446,660人	676 g
30	岡崎市	365,518人	685 g
31	柏市	392,676人	688 g
32	宮崎市	401,255人	692 g
33	鹿児島市	605,424人	712 g
34	高知市	340,928人	715 g
35	秋田市	324,429人	721 g
36	青森市	306,116人	726 g
37	宇都宮市	505,959人	726 g
38	前橋市	338,793人	727 g
39	郡山市	334,670人	731 g
40	和歌山市	381,353人	736 g
41	豊橋市	365,734人	761 g

は、家庭ごみの有料化実施市

生活系ごみ =

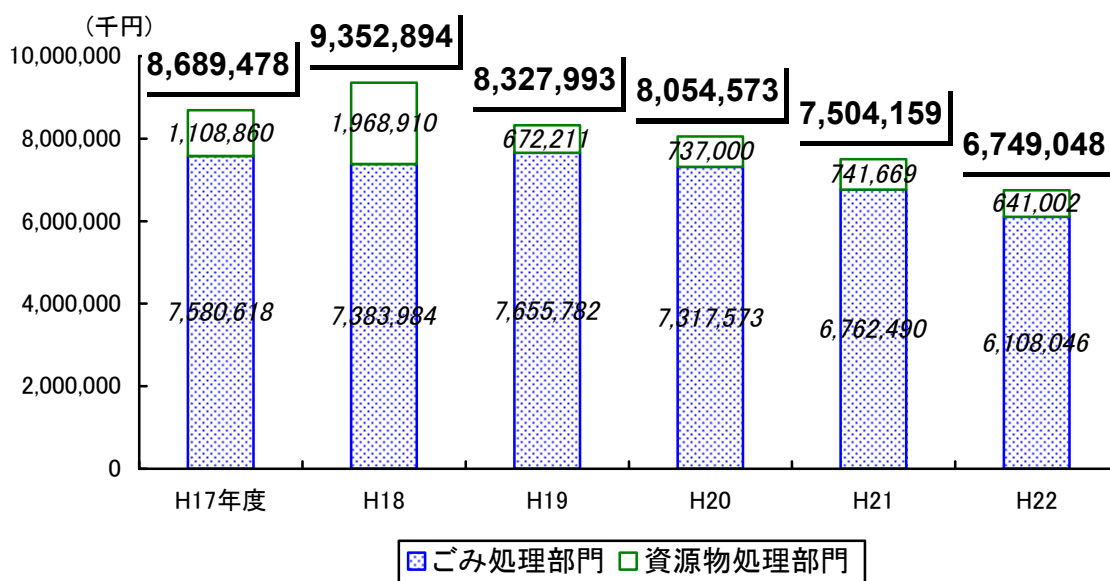
(収集量)*10⁶/計画収集人口/365

(6) ごみ処理費の状況

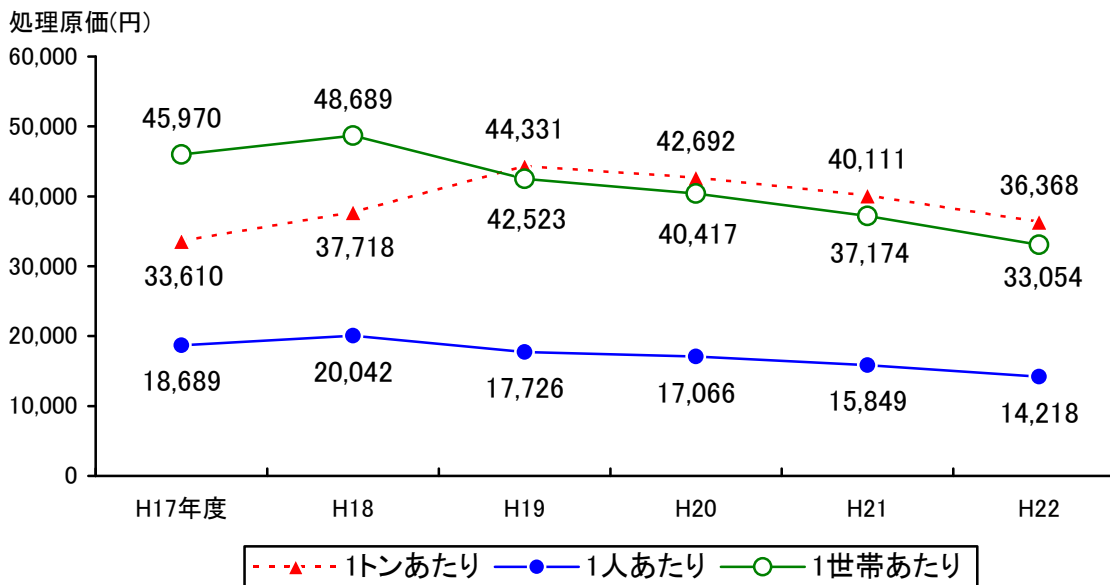
ごみ処理にかかる費用は、「ごみ処理部門」と「資源物処理部門」に大別し、さらに処理過程に応じて「収集運搬部門」、「中間処理部門」、「最終処理部門」とに細分化し算出しています。

平成22年度の処理部門費は、ごみと資源物を合わせると67億4,904万8千円となっており、1トンあたり36,368円、1人あたりに計算すると14,218円、1世帯あたり33,054円となっています。

処理部門費の推移



処理原価の推移 (ごみ・資源物)



3 「家庭ごみ有料化」導入の妥当性について

(1) ごみ減量・リサイクルの必要性

私たちの日常生活において、ごみは必ず発生しますが、快適で便利な生活を求めることにより、大量生産・大量消費・大量廃棄を続けてきた結果、地球環境に過大な負荷を与えてきました。

私たちは、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ手渡していくためにも、限りある資源を大切に、資源を有効に活かす循環型の社会を築く必要があります。

そのためには、①Reduce（リデュース）②Reuse（リユース）③Recycle（リサイクル）に④Refuse（リフューズ）を加えた4R運動（※）を基本とする、ごみ減量・リサイクルに取り組まなければなりません。

※4R運動・・・① Reduce（ごみを発生させない） ② Reuse（使えるものは繰り返し使う） ③ Recycle（分別して資源とする） ④ Refuse（ごみになるものは断る）
--

(2) ごみ処理の現状

これまで大分市は、ごみの1・2分別収集をはじめとする様々なごみ減量・リサイクルに関する施策を展開し、市民・事業者の皆様との協働により取り組んできました。

しかしながら、平成19年度以降のごみ排出量や資源物回収量に大きな変化はなく、停滞した状況が続いています。

今後、ごみ排出量の抑制や資源物回収量の増加を図るためには、一人ひとりの排出抑制意欲や分別意識を今以上に高める必要がありますが、現行施策の継続では、これ以上のごみ減量・リサイクルの推進は難しい状況であると考えます。

(3) 「家庭ごみ有料化」導入の妥当性

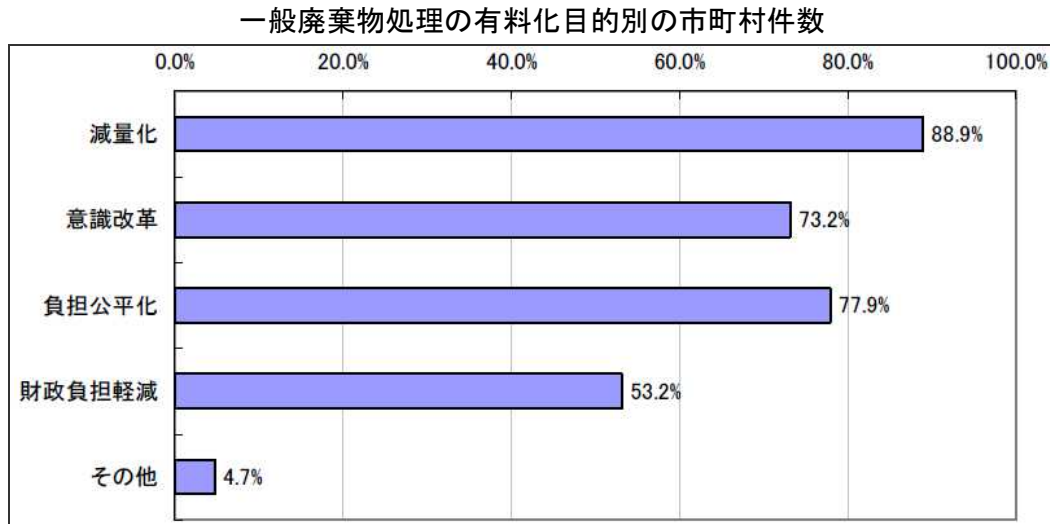
ごみ処理を有料化することは、再生可能な社会の構築などの長期的施策に鑑み矛盾しておらず、ごみ減量・リサイクルを推進するという目的は合理的であると考えます。

また、既に実施している他都市の状況から、その効果が得られることが認められること、ごみの排出量に応じた利用者負担の原則は確保される必要があることなどから、「家庭ごみ有料化」の導入は妥当であると考えます。

4 家庭ごみ有料化によって得られる効果について

家庭ごみ有料化は、ごみ減量・リサイクルにおいて様々な相乗効果が期待されます。

既に実施している都市において、有料化を導入した目的として最も多いのは「減量化」、次に「負担公平化」、「意識改革」、「財政負担軽減」の順となっています。



(出所) 環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」

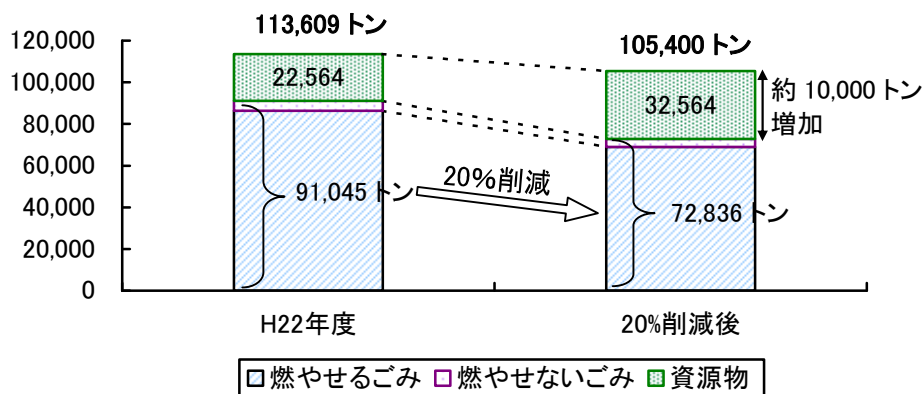
(財団法人関西情報・産業活性化センター『地方公共料金の実態及び事業効率化への取組についての分析調査報告書(内閣府委託調査)』平成18年1月)

(1) 家庭ごみの減量(排出抑制)とリサイクルの推進

家庭ごみ有料化により、一人ひとりが排出時にかかる費用負担を軽減しようと努力することが期待されることから、排出抑制やリサイクル意識の向上が見込まれます。

(一般的に家庭ごみ有料化により20%の削減効果があるといわれています)

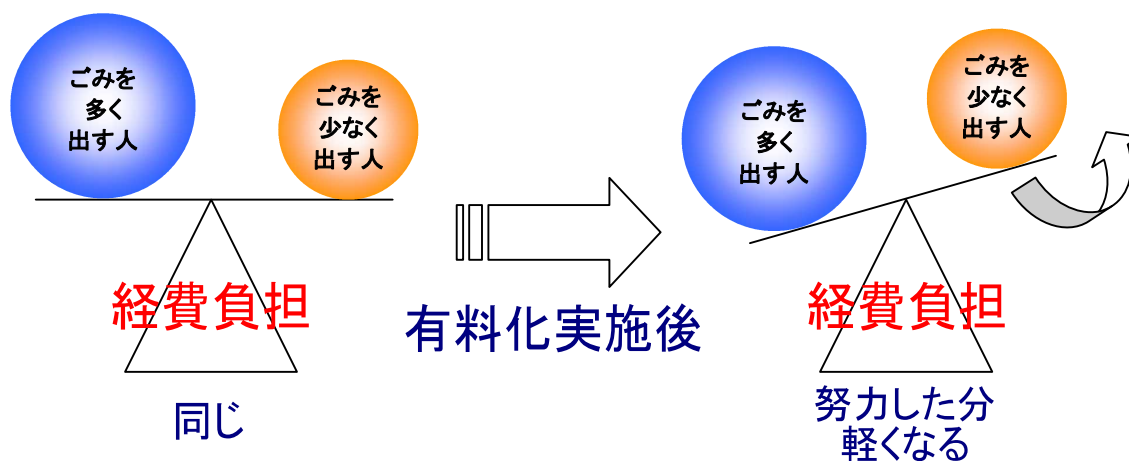
また、平成22年度の組成調査結果によると、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」のうち、正しく分別をすることにより「資源物」となるごみが、約10,000トンも含まれていることから、家庭ごみ有料化により分別意識の向上が期待され、資源物回収量の増加が見込まれます。



(2) ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保

現在のごみ処理にかかる経費は主に税金により賄われており、分別をせずに多量にごみを排出する市民と、分別を徹底しごみ減量・リサイクルに取り組む市民が同じ行政サービスを受けることとなり市民の間に不公平が生じています。

家庭ごみ有料化を実施することにより、新たな負担が生じることとなりますが、その負担は排出量に応じたものとなることから、費用負担の公平性の確保が図られるとともに、更なるごみ減量・リサイクルに繋がることが期待されます。



(3) ごみ処理費用の削減

ごみの処理量が減少することにより、収集運搬部門においては、その体制の見直しが可能となれば、経費の削減が図られます。

処分部門においては、消耗品（コークス・薬剤等）、燃料費、水道料、清掃工場の飛灰処理委託料等に要する経費の縮減が図られます。

また、焼却後に発生する焼却灰等の排出量を削減でき、最終処分場の延命化が図られます。

(4) ごみ減量・リサイクル施策の充実

家庭ごみ有料化によって得られた収入を有効に活用することにより、現行施策の拡充や、ごみ処理施設の整備等も可能となり、持続性のあるごみ減量・リサイクル施策の展開が図られます。

5 家庭ごみ有料化の実施方法について

(1) 手数料を徴収するごみ

「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」



対象外：「資源物」

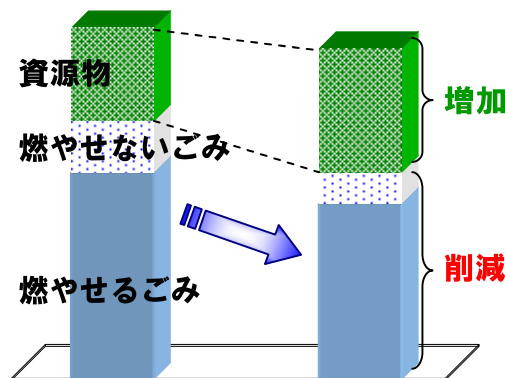
(缶、びん、ペットボトル、新聞類・その他紙類・布類、蛍光管等)

(理由)

手数料徴収の対象となる家庭ごみは、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物」がありますが、ごみ減量・リサイクルを推進するためには、「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」の排出量を減らすとともに、「資源物」の回収量を増やす必要があります。

このことから、手数料を徴収するごみは、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」とし、「資源物」は対象外とすることが妥当であると考えます。

また、ボランティアごみ等の取り扱いについて検討する必要があります。



中核市における状況（平成21年10月秋田市調べ）

市名	有料化の対象	資源ごみの区分
函館市	可燃ごみ、不燃ごみ	対象外
旭川市	可燃ごみ、不燃ごみ	対象外
長野市	可燃ごみ、不燃ごみ	対象外
下関市	可燃ごみ、資源ごみ	缶・びん・ペットボトル その他プラスチック製容器包装類
高松市	可燃ごみ、不燃ごみ	対象外
久留米市	可燃ごみ、不燃ごみ	対象外
熊本市	可燃ごみ、不燃ごみ	対象外
宮崎市	可燃ごみ、不燃ごみ	対象外

(2) 手数料徴収方法

「指定ごみ袋方式」

(理由)

主な手数料の徴収方法は、指定袋に手数料を上乗せして販売する「指定ごみ袋方式」と、市が指定するシールを購入し、ごみを排出する際にごみ袋（指定袋又は推奨袋）に貼付する「シール方式」があります。

大分市においては、従来から推奨袋を使用しているため、制度に対する市民の混乱が少ないと思われること、また、シール方式に比べ収集時に容易に見分けられ、作業効率が低下しないことなどの理由から「指定ごみ袋方式」が妥当であると考えます。

手数料徴収方法の例

	指定ごみ袋方式	シール方式
市民の制度に対する混乱	従来から推奨袋を使用しているため、制度に対する混乱はないものと思われる	シール方式に馴染みがなく、シールを貼る手間がかかる袋に比べ小さいため紛失する可能性が高い
排出抑制に対する意識	ごみを減らせば、使用枚数も減るため、インセンティブが働く	ごみを減らせば、使用枚数も減るため、インセンティブが働く
収集時における作業効率	指定袋と市販の袋との見分けが容易にでき、作業効率に変化はないと思われる	シールの有無を見分ける手間がかかるため作業効率が低下する
作成コスト	シールに比べ作成コストは高い 排出時に袋が破れないよう、ある程度の強度が必要である	袋に比べ作成コストは低い 偽造防止対策などを施すとコスト増となる可能性もある
不正品使用の可能性	偽造される可能性は低い	偽造される可能性は高い (カラーコピー等)
レジ袋の扱い	レジ袋をごみ袋として活用できないため、レジ袋で排出することを防止するなど取扱いを検討する必要がある	レジ袋をごみ袋として利用することも可能な場合がある
市場への影響	既存のごみ袋の市場への影響について考慮する必要がある	既存の市場への影響は少ないと考えられる

(参考: 環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」を基に作成)

(3) 料金体系

「排出量単純比例型」

(理由)

手数料の料金体系は、「排出量単純比例型」、「排出量多段階比例型」、「一定量無料型」、「負担補助組合せ型」、「定額制従量制併用型」などがあります。

既に家庭ごみ有料化を実施している自治体の多くは、ごみの排出量に応じて手数料を支払う方式の「排出量単純比例型」を採用しています。

料金体系は仕組みが簡単で分かりやすいこと、また、ごみの排出量に応じた費用負担となることにより、ごみ減量に対する意識の向上が期待できることなどの理由から「排出量単純比例型」が妥当であると考えます。

徴収方法の採用実績

(単位：市数)

徴収方法 手数料体系	指定ごみ袋 (うち指定ごみ袋 とシールの併用)	シール	その他 (納入通知 書、現金等)	総計
排出量単純比例型	46 (11)	0	0	46
排出量多段階比例型	5 (1)	0	0	5
一定量無料型	4	3	2	9
負担補助組合せ型	1	1	0	2
定額制従量制併用型	1	0	1	2
その他	2 (1)	1	2	5
総計	59 (13)	5	5	69

(出所) 環境省「自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査」(平成18年10月実施)(参考資料2参照)

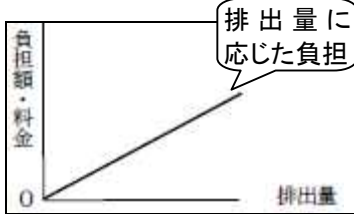

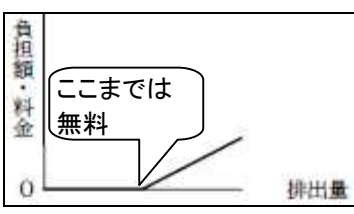
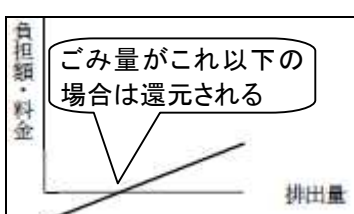
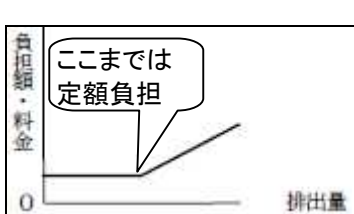
(出所) 環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」

家庭ごみ有料化実施市区における状況

(2011年4月現在)

有料化実施 市区総数	単純比例型	多段階比例型 一定量無料型
434	405	29

「家庭ごみ有料化の料金体系について」

<p>排出量単純比例型</p> 	<p>排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。 単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。(均一従量制)</p>	<p>(メリット) 制度が単純で分かりやすい。 排出者毎の排出量を管理する必要がないため、制度の運用に要する費用が安価である。</p>	<p>(デメリット) 料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。 ごみを排出する全ての人に負担が生じる。</p>
<p>排出量多段階比例型</p> 	<p>排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。(累進従量制)</p>	<p>(メリット) 排出量が多量である場合の料金水準を高くすることにより、特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる。</p>	<p>(デメリット) 制度が分かりにくい。 排出者毎の排出量を把握する費用が必要となるため、制度の運用に要する費用が増す。</p>
<p>一定量無料型</p> 	<p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。</p>	<p>(メリット) 制度が分かりやすい。 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</p>	<p>(デメリット) 費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。</p>
<p>負担補助組合せ型</p> 	<p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて一定の手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合に、市町村が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式。</p>	<p>(メリット) 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</p>	<p>(デメリット) 制度が分かりにくい。 排出者毎の排出量を把握する費用が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。</p>
<p>定額制従量制併用型</p> 	<p>一定の排出量までは、手数料が排出量にかかわらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。</p>	<p>(メリット) 制度が分かりやすい。 一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</p>	<p>(デメリット) 費用負担が定額となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を削減するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。</p>

(出所)環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」

(落合由起子(1996)『家庭ごみ有料化による減量化への取り組みー全国 533 都市アンケートと自治体事例の紹介ー』(株)ライフデザイン研究所、pp.13-15)

(4) 手数料の額

1リットルあたり1円

(理由)

手数料の額は、排出抑制効果が得られる額とするとともに、他都市の状況や近隣市とのバランスなどを総合的に勘案するなかで、市民に過度の負担とならないよう設定する必要があることから、以下に示す3つの観点から検討し、ごみ袋の容量1リットルあたり1円とすることが妥当であると考えます。

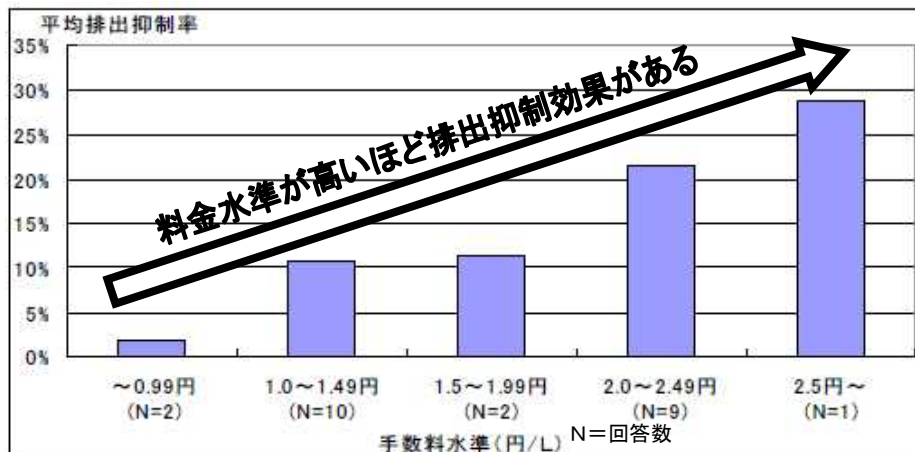
※45リットル袋の場合、1枚45円となります

① ごみの減量効果

手数料の額は、1リットルあたりのごみ袋の単価が高いほど排出抑制に対するインセンティブが働きやすい傾向がみられます。

家庭ごみ有料化の実施により、ごみの減量効果が現れるのは、ごみ袋1リットルあたりの単価が1円以上の場合であると考えます。

燃やすごみの料金水準と平均排出抑制率（平成18年10月）



(出所：環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」)

② 一世帯あたりの負担額

手数料額の設定にあたっては、市民の理解を得られる額を設定する必要があります。

市民アンケートの結果を考慮すると、一世帯あたりの負担額は月額300円～500円程度とすることが妥当であると考えます。

ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査結果

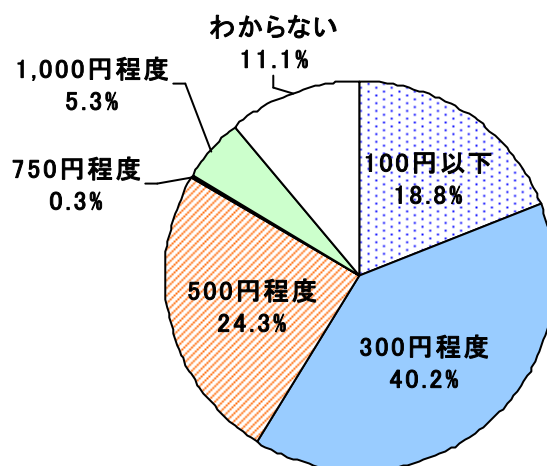
(平成21年12月実施)

問30 家庭ごみの有料化をする場合、あなたにとって、ごみを少なくしようと意識し、かつ経済的に負担してもよいと思われる月額は一世代あたり、いくらぐらいが適当だと思いますか。次の中から当てはまる番号1つに○印をつけてください。

表4-5-3 家庭ごみの有料化で1ヶ月に負担出来る料金(全体)

項目	回答者数	回答者に対する割合(累積)
100円以下	71	18.8% (18.8%)
300円程度	152	40.2% (59.0%)
500円程度	92	24.3% (83.3%)
750円程度	1	0.3% (83.6%)
1,000円程度	20	5.3% (88.9%)
わからない	42	11.1% (100.0%)
合計	378	100.0%

図4-5-7 家庭ごみの有料化で1ヶ月に負担出来る料金(全体)



有効回答数=378

一世帯あたりの負担額(シミュレーション)

年間収集回数	1回に使用する枚数	1袋(45L)あたりの料金	月額	年額
116回	1枚	30円	290円	3,480円
		35円	338円	4,060円
		40円	387円	4,640円
		45円	435円	5,220円
		50円	483円	5,800円

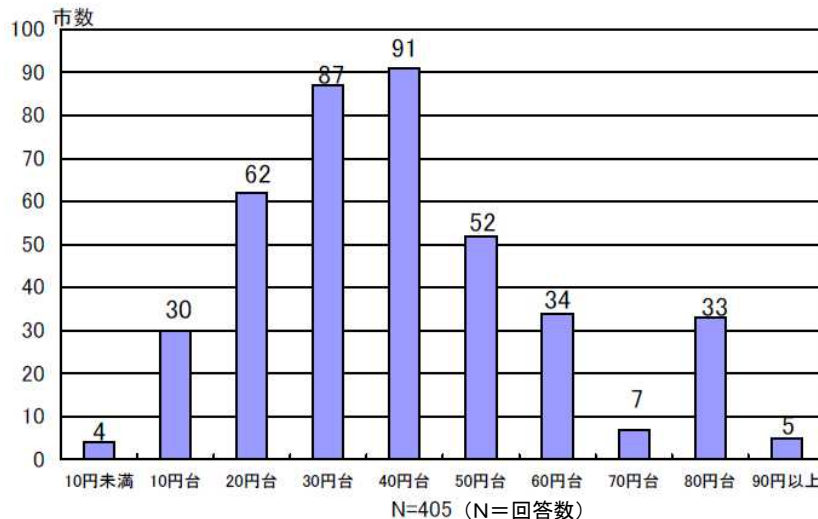
③ 他都市の状況

既に有料化を実施している自治体や、近隣市の状況を勘案すると、ごみ袋1枚あたりの単価は20円～50円程度とすることが妥当であると考えます。

県内市町の状況（大袋45L程度1枚の価格）



価格帯別都市数（単純比例型・大袋45L程度1枚の価格）2011年4月現在



(出所：東洋大学経済学部教授 山谷 修作ホームページ)

(5) ごみ袋の種類

大(45L又は40L)、中(30L)、小(20L)、特小(10L)

(理由)

ごみ袋の種類は、排出抑制に対するインセンティブが働きやすく、また、ごみの量に応じて市民が選択できるよう4種類(大、中、小、特小)程度を作成することが妥当であると考えます。

(6) 今後、検討を要する事項

① 販売方法

ごみ袋の販売は、市が直接販売する方法や、市が販売店等を指定する方法がありますが、市民がいつでも気軽に購入できる販売方法について検討する必要があります。

② 減免措置

家庭ごみ有料化に伴う支援措置として、指定ごみ袋の配布等によるごみ処理手数料の減免について検討する必要があります。

③ 実施時期

家庭ごみ有料化を実施する時期は、制度に関する市民への説明会等に要する期間を十分に確保するなかで決定する必要があります。

④ 周知方法

家庭ごみ有料化を実施するためには、制度に対する市民理解を深めることが重要であることから、きめ細かい広報活動を行う必要があります。

⑤ ごみ減量・リサイクルを推進するための施策

家庭ごみ有料化により徴収した手数料の適切な用途を定め、ごみ減量・リサイクルを推進するための施策を拡充し、市民の有料化制度への理解を深めることにより、ごみ減量・リサイクルに関する市民意識がさらに高まることが期待されます。

このことから、既存施策の充実・強化を図るとともに、ごみ減量・リサイクルを推進するための新たな施策の展開について検討する必要があります。